

幸区役所日吉出張所タウンホールやまぶき設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幸区役所日吉出張所タウンホールやまぶき（以下「タウンホール」という。）の活用を図るため、その設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理責任者)

第2条 タウンホールの管理責任者は、日吉合同庁舎庁舎管理者（以下「庁舎管理者」という。）とする。

(目的及び設置)

第3条 タウンホールは、幅広く市民の文化・学習活動等の振興を図るため、その活動発表の展示場として市民の使用に供するものとし、スペースを幸区日吉合同庁舎内に設置するものとする。

(使用者の範囲)

第4条 タウンホールを使用できる範囲は、次のとおりとする。

- (1) 幸区在住、在勤の区民又は区民で組織又は構成する団体
- (2) その他庁舎管理者が特に認めた者及び団体

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(使用期間等)

第6条 タウンホールの使用期間は、2週間を超えないものとする。ただし、庁舎管理者が認めるときはこの限りではない。

- 2 前項の使用期間には、展示物の搬入搬出も含むものとする。
- 3 使用時間は、午前9時から午後4時30分までとする。
- 4 川崎市が使用する期間、年末年始及び休庁日は使用できない。
- 5 同一使用者による使用は1年度に2回までとする。ただし、庁舎管理者が認めるときはこの限りではない。

(使用の申請及び許可)

第7条 タウンホールを使用しようとする者は、「日吉出張所タウンホール使用申請書」を庁舎管理者に提出し、「日吉出張所タウンホール使用許可証」により使用許可を受けなければならない。

- 2 前項の申請書は、利用開始日の3か月前から（休庁日の場合は直前の開庁日とする。）地域振興担当で受け付ける。
- 3 使用日が重複した場合は、申込み順とする。
- 4 受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(使用制限)

第8条 庁舎管理者は、次のいずれかに該当するときは、タウンホールの使用を許可しない。

- (1) 特定の政治活動、宗教活動及び営利活動と認められるとき。
- (2) 観覧者から料金、寄付金等金品を徴収する場合
- (3) 建物及び付属物を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 管理上支障があると認められるとき。
- (5) その他庁舎管理者が不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し)

第9条 庁舎管理者は、次のいずれかに該当するときはタウンホールの使用を中止又は取り消すことができる。

- (1) 第3条の使用目的に反すると認められるとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 災害その他事故により使用ができなくなったとき。
- (4) 川崎市が使用するとき。

(使用の変更等)

第10条 使用者は、使用目的、日時、責任者等に変更が生じたとき、又は使用を取り止めるときは、庁舎管理者に第7条第1項の「日吉出張所タウンホール使用許可証」を添えて、速やかに届け出なければならない。

(使用者の責務等)

第11条 使用者は、タウンホールの使用期間が終了したとき又は使用を中止したときは、直ちに会場を現状に回復しなければならない。

- 2 使用者は、タウンホール内の設備、備品等に損害を生じさせたときは、直ちに庁舎管理者に報告し、その指示に従わねばならない。
- 3 使用者は、使用が終了したときは速やかに庁舎管理者に申し出て確認を受けなければならない。
- 4 使用者は、次のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- (1) 他人に迷惑が及ぶ行為
- (2) 火気の使用及び危険物の持込み
- (3) その他施設管理上不適切な行為

- 5 展示物に損傷や滅失が生じた場合及び展示物による事故が生じた場合は、使用者の責任とし、庁舎管理者はその責を負わない。

(その他)

第12条 庁舎管理者は、この規定に定めるもののほか、管理上必要な事項を別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。